

共済金の請求漏れはございませんか？

不慮の事故や病気（医療共済・こども共済のみ）等、共済金・見舞金のお支払事由が発生したときは、ただちに当組合までご連絡ください。

ご連絡があり次第、共済金のご請求手続きに必要な書類一式をお送りいたします。

ご請求に必要な書類が漏れなく提出されたとき、調査に特にお時間がかかるような場合を除き、できるだけ早いお支払いに努めてまいります。

（共済金の請求についての詳細は、各共済商品の「共済金請求のお手続きについて」のページをご覧ください。）

共済金のご請求は、**お支払事由の発生を知った日から3年を過ぎますと、そのご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。**

共済金のお支払い相談窓口 ☎0120-81-9431

まずはお電話ください